

沿岸広域振興局長告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年4月7日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 釜石遠野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市橋野町字橋野第一国有林372林班り小班地先内	新	m 20.6~10.0	m 44.8
	旧	13.0~8.7	44.8
釜石市橋野町字橋野第一国有林372林班ほ2小班地先内	新	16.0~10.3	34.3
	旧	16.0~10.3	34.3
釜石市橋野町字橋野第一国有林372林班ほ2小班地先内	新	20.6~14.2	46.6
	旧	18.3~9.5	46.6

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 沿岸広域振興局土木部

(2) 期間 令和2年4月7日から同年5月7日まで